

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話：06-6829-6634

担当 管理責任者 黒木 淳司

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

| | |
|----------------|-----------------------|
| 事業所名 | なごみプラン |
| 所在地 | 大阪府大阪市東淀川区大桐5丁目18番11号 |
| 事業所の指定番号 | 居宅介護支援事業 2773003088 |
| サービスを提供する実施地域※ | 大阪市東淀川区全域 |

※上記地域以外の方でもご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

介護支援専門員 2名 (1名管理者兼務、1名専従)

(3) 営業時間

月～金曜日 午前9時から午後6時まで 祝日は営業
(土曜・日曜・12/30～1/3は休業)

3. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納などにより法定代理受領ができなくなった場合、1か月につき介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

| 介護支援専門員 取扱い件数 | 要介護度 | 単位 | 介護報酬総額 |
|------------------|--------|-------|--------|
| 45件未満 | 要介護1・2 | 1,086 | 12,076 |
| | 要介護3～5 | 1,411 | 15,690 |
| 45件以上 60件未満 | 要介護1・2 | 544 | 6,049 |
| | 要介護3～5 | 704 | 7,828 |
| 60件以上 | 要介護1・2 | 326 | 3,625 |
| | 要介護3～5 | 422 | 4,692 |

| 加算 | 加算名称 | 単位 | 介護報酬総額 |
|----|--------------------|------------------------|--------|
| | 初回加算 | 300 | 3,336 |
| | 入院時情報連携加算(Ⅰ) | 250 | 2,780 |
| | 入院時情報連携加算(Ⅱ) | 200 | 2,224 |
| | 退院・退所加算 | 300 | 3,336 |
| | 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 | 300 | 3,336 |
| | 複合型サービス事業所連携加算 | 300 | 3,336 |
| | 緊急時等居宅カンファレンス加算 | 200 | 2,224 |
| | ターミナルケアマネジメント加算 | 400 | 4,448 |
| | 処遇改善加算 | 1ヵ月あたりの総単位数 の2.1%加算 | |

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要となることがあります。

(3) 解約

お客様はいつでも契約を解除することができ、一切料金はかかりません。

4. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

【市町村の窓口】

大阪市東淀川区保健福祉センター福祉担当（介護保険）

所在地 大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号

大阪市東淀川区役所

電話番号 06-4809-9859

【公的団体の窓口】

大阪府国民健康保険団体連合会

所在地 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号

電話番号 06-6949-5418

受付時間 9:00~17:00

5. 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する説明

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

(1) 提供する居宅介護支援について

- ・利用者が要介護認定までに居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

(2) 要介護認定後の契約の継続について

- ・要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解除する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この5の特例事項に定める内容については終了することとなります。

(3) 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）または要支援となった場合には、利用料をいただきません。

(4) 注意事項

結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (ア) 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (イ) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
【責任者名】 黒木 淳司
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 大阪府大阪市東淀川区大桐 5 丁目 18 番 11 号

名称 株式会社 なごみ

代表取締役 黒木 淳司 印

説明者 なごみプラン

印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印